

令和7年度 みどり市夢未来奨学金募集要項



本制度は、みどり市に愛着があり、夢の実現に向けて強い向上心と意思を持つにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な学生に対して支援をするため、給付型の奨学金を支給するものです。

また、その夢を実現することで、みどり市の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

1. 給付人数

10名以内

※選考の上、採否を決定します。

2. 給付金額及び期間

(1) 給付金額 年額上限 100万円

(2) 給付期間 令和7年度～正規の修業期間

(3) 給付月 令和7年10月に令和7年度分の給付額（上限100万円）を一括で給付

※令和8年度以降の給付について、毎年資格確認が必要です。

詳細は「9. 現況の報告」をご確認ください。

3. 申請資格 以下の(1)から(7)までの全てに該当する方

- (1) みどり市の発展に貢献する意欲があること
- (2) 大学、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年のみ）、専修学校（専門課程に限る）又は海外の大学に在学していること
- (3) 学業、スポーツ、文化芸術等の分野における成績が特に優秀であり、その分野での活動を大学等で継続すること
- (4) 品行方正で、卒業した高等学校等の長の推薦が受けられること
- (5) 経済的な理由により修学が困難であること
- (6) 生計維持者がみどり市に1年以上住んでいること
- (7) 生計維持者が市税等を滞納していないこと

※申請者本人に父母がいる場合は、同居・別居の別、収入の有無・多寡を問わず、原則として父母（2名）が生計維持者です。

詳しくは、日本学生機構のホームページ「生計維持者について」をご覧ください。



4. 提出書類

- (1) みどり市夢未来奨学金給付申請書(様式第 1 号)
- (2) 卒業した高等学校等の長による推薦書(様式第 2 号)
- (3) 大学等の在学証明書
- (4) 生計維持者と生計を一にする者全員の住民票の写し
※同居・別居にかかわらず、生計を共にしている方全員分が必要です。
- (5) 生計維持者の所得課税証明書
- (6) 生計維持者の未納がないことを確認することができる書類
(未納税額のないことの証明)
- (7) みどり市夢未来奨学金エントリーシート
- (8) 学業、スポーツ又は文化芸術等の分野における成績を証明する書類
※これまでに受賞(取得)した賞状や資格取得証明書等の写し

注) 各証明書は、3か月以内に発行したものを提出してください。
上記以外にも、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

5. 提出先(持参又は郵送)

みどり市教育委員会事務局 教育総務課総務係
〒376-0101 みどり市大間々町大間々235 番地6 (教育庁舎 1 階)

6. 奨学生決定までのスケジュール ※令和 7 年度の場合

- | | |
|--------------|---|
| (1) 申請期間 | 6 月 2 日(月)～6 月 30 日(月)※土日祝除く
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 |
| (2) 書類審査結果通知 | 7 月末 |
| (3) 面接 | 8 月中旬 |
| (4) 奨学生の決定 | 9 月中 |
| (5) 奨学金の給付 | 10 月中 |

7. 選考方法

- (1) 書類審査
学校長からの推薦書やエントリーシートの記載事項、学業、スポーツ又は文化芸術等の分野における成績、経済状況などについて総合的に判断し、書類審査を実施します。
書類審査の結果は、申請者全員に通知します。
- (2) 面接
書類選考を通過した方を対象に、面接を実施します。面接審査の選考結果を基に給付の可否を決定し、対象者宛に通知します。

8. 決定後の手続

- (1) みどり市夢未来奨学金の支給決定に係る通知があったときは、誓約書(様式第4号)を提出してください。

※期日までに誓約書が提出されない場合は、支給決定を取り消します。

- (2) 奨学金の支給は、みどり市夢未来奨学金請求書(様式第6号)及び本人名義の通帳のコピーの提出後に本人の口座に振り込みます。

9. 現況の報告

2年目以降は、毎年度、現況届等の提出により当該年度の受給資格の有無を判定します。

提出書類及び提出期限は、対象者宛に別途通知します。

【参考】提出書類は以下のとおりです。

- (1) 現況届
 - (2) 在学証明書
 - (3) 学業成績証明書
 - (4) 生計維持者と生計を一にする者全員の住民票の写し
 - (5) 生計維持者の所得及び課税の状況を確認することができる書類
(所得・課税証明書)
 - (6) 生計維持者の未納がないことを確認することができる書類
(未納税額のないことの証明)
- など

10. 成果等の報告

大学等を卒業後、給付型奨学金の支給を受けたことにより得られた成果や、今後どのようにみどり市の発展に貢献していきたいか等を報告いただきます。

報告の方法は未定ですが、現状ではプレゼンテーションやレポートでの報告を想定しています。

11. 奨学金の停止及び廃止

下記のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止、又は廃止することがあります。

- (1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき
- (2) 「3. 申請資格」に記載されている要件を満たさなくなった場合
- (3) 奨学金の支給を辞退したとき
- (4) 奨学生が死亡したとき
- (5) その他、奨学金を支給することが適当でないと認められたとき

12. 奨学金の返還

給付型の奨学金であるため、原則、返還の必要はありません。

ただし、「11. 奨学金の停止及び廃止」に該当し奨学金を停止及び廃止されたときは、給付を受けた奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

13. 注意事項

- (1) 申請後又は支給決定後に「3. 申請資格」に記載されている要件を満たさなくなった場合は支給対象外となります。速やかに担当課までご連絡ください。
- (2) 奨学生又は生計維持者の氏名や住所、修学状況等に異動があったときは、速やかに担当課までご連絡ください。
- (3) 氏名や学校名、夢の内容、大学等での功績、修業状況、就職状況等が公表されることがあります。ご了承ください。

14. 問い合わせ先

みどり市教育委員会事務局 教育総務課総務係

〒376-0101 みどり市大間々町大間々235 番地6 （教育庁舎 1 階）

電話番号 0277-76-9844

メール kyoikusomu@city.midori.gunma.jp

申請に必要な様式は、市ホームページ「みどり市夢未来奨学金（給付型）」からダウンロードできますので、ご利用ください。



みどり市夢未来奨学金（給付型）